

最新情報

適切な予防を知って、熱中症を防ぎましょう！

7月～8月は熱中症の発生のピークです。特に今年は、節電への取り組みが求められていることから、屋外での作業はもちろん、室内で作業を行う場合にも注意が必要です。

熱中症とは・・・

高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れます。重症になると意識障害なども起こります。



具体的な枠組み

朝礼の際に時間を割く、ミーティングを開く等により、従業員に、少なくとも以下のような基本事項を伝達し、熱中症の予防を促すようにしましょう。

熱中症は、適切な予防で防ぐことができます。熱中症の予防の基本は、「水分補給」と「暑さを避けること」です。

1. 水分・塩分補給

こまめな水分・塩分の補給を心がけましょう。高齢者の方には特に注意が必要です！

(熱中症患者の大半は高齢者(65歳以上)の方です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調整機能も低下しています。)

2. 体調に合わせた取り組み

通気性の良い衣服、吸湿・速乾の衣服を着用するようにしましょう。

必要に応じて、保冷剤、氷、冷たいタオル等を使用し、体を冷却するようにしましょう。

3. 熱中症になりにくい室内環境

室温が上がりにくい環境を確保しましょう。こまめな換気、遮光カーテン・すだれの活用、打ち水などが効果的です。節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないように！

(気温が高い日や湿度の高い日には、決して無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使用しましょう。)

4. 外出時の準備

帽子の着用、日傘や日陰の利用、こまめな休憩等、暑さを避ける工夫をしましょう。



●熱中症になった時の処置

冷静に、次のような行動をとる必要があります。

①涼しい場所へ避難させる→②衣服を脱がせ、身体を冷やす→③水分・塩分を与える

注. 自力で水を飲めない場合、意識がない場合は、直ちに救急車を！

新情報！

雇用保険の高年齢雇用継続給付に係る支給限度額等の変更

平成 23 年 8 月 1 日から、雇用保険の高年齢雇用継続給付に係る支給限度額等が、次のように変更されます。この変更の結果、従業員の方への支給額が変更されることがあります。これを機会に、高年齢雇用継続給付制度を再確認しておきましょう。

		平成 23 年 7 月 31 日まで	平成 23 年 8 月 1 日から
高年齢雇用継続給付	支給限度額	327,486 円	344,209 円
	支給額の下限	1,600 円	1,864 円

高年齢雇用継続給付の概要

60 歳以降、継続雇用や再雇用する場合、それまでより賃金を下げる企業がほとんどです。そこで、60 歳時点とくらべて賃金が 75% 未満に下がったなど、一定の要件を満たした場合に政府が経済的な援助をしてくれる制度があります。それが「高年齢雇用継続給付」です。この高年齢雇用継続給付には、次の 2 種類があります。



●高年齢雇用継続基本給付金→失業給付を受給せずに 60 歳に達した後も引き続き雇用されている雇用保険の被保険者が対象

●高年齢再就職給付金→失業給付を受給し、60 歳に達した後に再就職した雇用保険の被保険者が対象

<支給要件>

高年齢雇用継続基本給付金	高年齢再就職給付金
① 60 歳以上 65 歳未満の被保険者であること	
② 被保険者であった期間が通算して 5 年以上あること	
③ 60 歳時点とくらべて 75% 未満の賃金で雇用されていること	③ 基本手当の受給前にくらべて 75% 未満の賃金で雇用されていること
④ 各月の賃金(支給対象月の賃金)が「支給限度額(平成 23 年 8 月以降 344,209 円)」未満であること	
	⑤ 失業給付の支給残日数が 100 日以上あること
	⑥ 再就職手当を受けていないこと

<支給額> 支給額は、支給対象月について、賃金の低下の割合に応じて次の額です。

賃金の低下の割合	支給額
支給対象月の賃金が、「60 歳時点の賃金の月額」に比べ 61% 未満に低下	支給対象月の賃金 × 15%
支給対象月の賃金が、「60 歳時点の賃金の月額」に比べ 61% 以上 75% 未満に低下	支給対象月の賃金 × 15% から逡減するように厚生労働省令で定める率

高年齢雇用継続給付の制度を上手に使い、労働者の総収入(給付の額 + 賃金)が減らないようにして、賃金や社会保険料の支出を軽減することも可能です。ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

お仕事 カレンダー

- 8/10 ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工事
- 7 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 8/31 ●7 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
●個人事業税の納付<第 1 期>

- 8/31 ●6 月決算法人の確定申告・12 月決算法人の中間申告
- 9 月・12 月・翌年 3 月決算法人の消費税の中間申告
- 個人事業者の当年分消費税の中間申告
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 2 期>

あつがき◆当事務所より

猛暑がまだまだ続きますので、熱中症等に気をつけ、くれぐれもお体をご自愛下さい。